

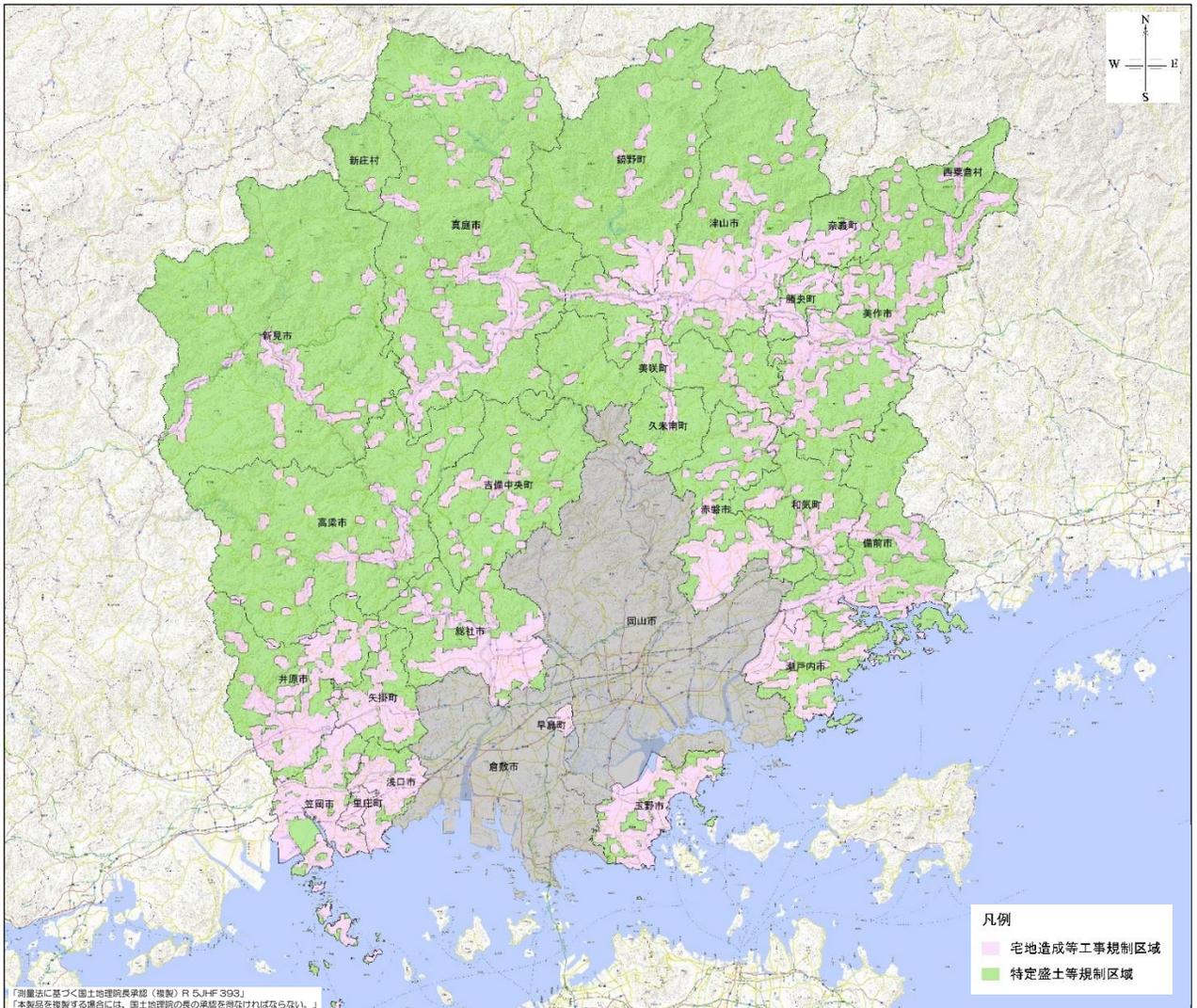
盛土規制法に基づく規制区域（案）を公表します。

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。

盛土規制法では盛土や切土、土石の堆積に関する工事が規制区域の指定後、規制されます。岡山県（岡山市、倉敷市を除く）では、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定するための基礎調査を実施しました。

このたび、関係市町村への意見聴取が完了したため、その結果（規制区域（案））を公表します。

規制区域（案） ※令和6年5月21日に公表した「規制候補区域」からの変更はありません
県全域（岡山市、倉敷市を除く）が規制区域（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域）となります。



宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



県ホームページ
基礎調査結果

今後の予定

県では、令和7年4月1日に規制区域（案）の内容で、規制区域を指定（公示）し、規制事務を開始します。

規制対象となる盛土等の規模

岡山県の規制区域指定後に、下記の規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ岡山県知事（政令市、中核市、権限移譲市町村の区域で行う場合はその市町村長）の許可又は届出が必要となります。

区域	行為	許可				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更（盛土・切土）	要件 ①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	要件 ②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	要件 ③盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	要件 ④盛土で高さが 2m超 となるもの（①、③を除く）	要件 ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④を除く）
	土石の堆積	要件 ⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの			要件 ⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの	
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更（盛土・切土）	要件 ①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	要件 ②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	要件 ③盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	要件 ④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	要件 ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
	土石の堆積	要件 ⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの			要件 ⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

許可申請から工事完了までの流れ

- ① 許可申請前 → ② 許可申請・許可 → ③ 工事着手 → ④ 工事完了
- ① 許可申請前
 - ・土地の所有者等全員の同意
 - ・周辺住民への事前周知
 - ② 許可申請・許可
 - ・許可基準への適合
 - ・都道府県知事等の許可
 - ③ 工事着手
 - ・現場での標識掲出
 - ・定期報告、中間検査
 - ④ 工事完了
 - ・完了検査

※無許可で盛土等を行った場合などは罰則の対象となります。

（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下、法人に対しては最大3億円以下）

※都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、

③以降が適用されます（みなし許可）。

区域指定時点で施工中の工事等の届出

規制区域の指定以前に着手され、運用開始日以降も引き続き盛土等を行う場合には、運用開始日から**21日以内**に盛土等に関する届出が必要となります。

届出が必要となる工事等の規模	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
	許可 規模以上	届出 規模以上

※上記の「規制対象となる盛土等の規模」参照

その他

- ・規制区域（案）の詳細は、県ホームページをご覧ください。
- ・手続きの流れや技術基準等については、準備ができ次第、県ホームページに掲載する予定です。【<https://www.pref.okayama.jp/page/419758.html>】

＜お問い合わせ先＞

岡山県土木部都市局建築指導課盛土対策班

TEL：086-226-7868

Mail：kenmorido@pref.okayama.lg.jp



県ホームページ
盛土規制法